

第二部 実務編

1. 基本的な事項

(1) 本編の目的

鉄道事業の特性を踏まえ、環境会計の具体的な集計に関する共通的认识に資するガイドラインを作成することで、民鉄事業者への環境会計の導入、実践を支援することを目的とする。併せて利害関係者に対する有益な情報開示を可能とし、広く社内外に向けた各社の環境保全活動の正しい理解、評価に寄与することを目的とする。

(2) 準拠する基準

環境省ガイドラインを基準に、民鉄事業及び民鉄事業で公表されている環境会計の実態を考慮したうえで、本ガイドラインを作成する。

なお、準拠する基準の変更などがあった場合には、本ガイドラインも適宜見直すものとする。

(3) 本ガイドラインにおける集計範囲

原則として鉄道事業に関わる環境保全コストならびに環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果を対象とする。

しかしながら、実際に各社において環境会計を作成するにあたっては、鉄道事業に関しては本ガイドラインを踏まえつつ、その集計範囲は各社の実態を反映し、各社の判断によるものとする。

(4) 対象期間

対象期間は原則として環境報告書と同一とし、基本的には、直近の事業年度と一致させる。

(5) 環境保全コストの記載単位

環境保全コストの単位は千円を基本とする。単位未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(6) 消費税の取り扱い

環境保全コストの集計金額には消費税は含めない。

(7) データ収集と検証

データ収集、検証の方法については、「環境会計の一般的要件」（環境省ガイドライン参照）を考慮するものとし、その詳細は各社の規定による。

(8) 分類方法

原則として環境省ガイドラインにおける各分類に準拠する。ただし、環境保全コスト分類については、各社の判断により、環境保全コストの性格に応じた分類を独自に採用することもあり得る。その場合は、比較可能性を考慮し、事業活動に応じた分類と併記することが望ましい。